

東広島市スポーツ協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、東広島市スポーツ協会（以下「本会」とする。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、東広島市における体育・スポーツ活動の振興を図り、もって、市民の身心の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯スポーツの振興に関すること
- (2) 競技スポーツの振興に関すること
- (3) 障害者・高齢者のスポーツ振興に関すること
- (4) スポーツ指導者の育成に関すること
- (5) 各種スポーツ団体間の連絡・調整に関すること
- (6) 青少年スポーツ活動の促進並びにスポーツ少年団の育成に関すること
- (7) 優秀指導者並びに優秀競技者の表彰に関すること
- (8) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第4条 本会は次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 東広島市内におけるスポーツを行政町単位で統轄する団体（体育振興会）であって、この協会に加盟したもの（以下「加盟地域団体」という。）
- (2) 東広島市内におけるスポーツを各競技別に統轄する団体であって、この協会に加盟したもの（以下「加盟競技団体」という。）
- (3) 東広島市内における小学校、中学校、高等学校のスポーツを統轄する団体であって、この協会に加盟したもの（以下「加盟学校体育団体」という。）
- (4) 東広島市内における健康スポーツ推進団体並びに障害者、高齢者のスポーツ団体を統轄する団体であってこの協会に加盟したもの（以下「加盟健康スポーツ団体」という。）

(加盟)

第5条 前条の加盟団体になろうとする団体は、理事会及び評議員会の決議を得て加盟することができる。

(脱退)

第6条 本会を脱退しようとする加盟団体は脱退届・理由書を提出し、理事会及び評議員会の決議を経て脱退することができる。

2 加盟団体が第4条に規定する団体でなくなった時又は加盟団体として不適当と認められた時は理事会及び評議員会の決議を経て脱退させることができる。

(加盟団体の責務)

第7条 加盟団体は、別に定める「東広島市スポーツ協会加盟団体規程」に従わなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第8条 本会に評議員10人以上20人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は評議員会において行う。

2 評議員の選任は、別に定める「東広島市スポーツ協会評議員選任規程」でこれを定める。

(評議員の任期)

- 第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は退任した評議員の任期満了日までとする。
- 3 評議員は、第8条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、評議員としての権利義務を有する。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第11条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業計画・事業報告及び予算・決算の承認
- (3) 会則及び規程の改廃に関する事項
- (4) 第4条に規定する団体の加盟及び脱退に関する事項
- (5) その他、法令又は本会規約で定められた事項

(種類及び開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第14条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集理由を示し、評議員会の招集を請求することができる。

(議長を選任及び任期)

第15条 評議員会の議長は、評議員会で互選する。

- 2 任期は、第10条の定める任期の期間とする。

(評議員会の決議)

第16条 評議員会は、評議員の過半数が出席(委任状の提出を含む。)しなければ開くことが出来ない。

- 2 評議員会の決議は、議長を除く出席評議員の過半数で行い、可否同数の際は議長の決するところとする。
- 3 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した議事に対する評議員による書面表決をもって、会議の決議に代えることができる。

(議事録)

第17条 評議員会の決議については、議事録を作成する。

- 2 議長及び会長は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第18条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上20人以内
- (2) 監事2人以内

- 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事、5人以内を常務理事とする。

(役員を選任)

第19条 役員は、評議員会の決議により選任される。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会で互選する。

3 役員の選任の手続きは、別に定める「東広島市スポーツ協会役員選任規程」でこれを定める。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は理事会を構成し、第2条の目的達成のための運営にあたる。

2 会長は、本会を代表し、職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 常務理事は、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して、事業の報告を求め、本会の業務及び予算の執行状況を調査することができる。

(役員任期)

第22条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期満了日までとする。

3 役員は、第18条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、これに堪えないと認められたとき

2 前項の場合において、当事者は、理事会において弁明することができる。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第24条 理事会は、本会のすべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の業務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4) 第4条に掲げる団体の加盟及び脱退に関する事項

(理事会の種類及び開催)

第26条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

2 定時理事会は、事業年度毎に1回以上開催する。

3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(理事会の招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がその任に当たる。

(理事会の決議)

第29条 理事会は、理事の過半数が出席(委任状の提出を含む。)しなければ開くことが出来ない。

2 理事会の決議は、議長を除く出席理事の過半数で行い、可否同数の際は議長の決するところとする。

3 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した議事に対する理事による書面表決をもって、会議の決議に代えることができる。

(議事録)

第30条 理事会の決議については、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名する役員1名は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 東広島市スポーツ少年団

(スポーツ少年団)

第31条 第3条第6号に規定する事業を行うため、本会に、東広島市内のスポーツ少年団によって構成する東広島市スポーツ少年団を置く。

第9章 会計

(会計)

第32条 本会の事業遂行に必要な経費は、次の収入をもって支弁する。

(1) 東広島市等の補助金

(2) 競技団体負担金

(3) 寄付金

(4) 事業収入

(5) 雑収入

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第34条 本会は、理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、第3条に掲げる事業について、計画・調査・研究を行い、理事会の決議を経て、業務を遂行する。

3 専門委員会の構成、業務内容については、「東広島市スポーツ協会専門委員会規程」として、別にこれを定める。

第11章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第35条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、評議員会の決議をもって推戴する。

3 顧問は、会長が委嘱する。

4 顧問は、会長の諮問に応ずるものとする。

5 参与は、評議員会の推薦した者を会長が委嘱する。

6 参与は、評議員会の諮問に応ずるものとする。

第12章 運営会議・加盟団体代表者会議

(運営会議・加盟団体代表者会議の設置)

第36条 本会の行事が、民主的かつ遅滞なく遂行するため、運営会議・加盟団体代表者会議を置く。

(運営会議)

第37条 運営会議は、会長・副会長・専務理事・常務理事・事務局長で行う。

2 会議は、会長が招集し、その進行は会長が行う。

3 会議は、会長が必要と認めた場合に随時行うことができる。

(加盟団体代表者会議)

第38条 加盟団体代表者会議は、各団体の代表3名以内で行う。

2 会議は、会長が招集し、その進行は会長が行う。

3 会議は、会長が必要と認めた場合に随時行うことができる。

第13章 事務局

(事務局の設置)

第39条 本会の事務を処理するため、会長の定めるところに事務局を置く。

2 事務局に、事務局長並びに事務局員を置く。

3 会長は、事務局長並びに事務局員の任免を行う。

4 会長は、事務局の経理に関する必要事項を、「東広島市スポーツ協会経理規程」として別に定める。

第14章 会則の改正

(会則の改正)

第40条 本会の会則の改正は、評議員の過半数が出席し、議長を除くその3分の2以上の決議を経て、変更することができる。

第15章 補足

(委任)

第41条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

1 この会則は、平成28年5月10日から施行する。

2 この会則の施行にともない当初に開催する評議員会及び理事会について、招集並びに会務の議長は、新役員が選任されるまでの間は改正前の会長が行う。

附則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。